

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度札幌市保育センター運営業務
発注課	子) 施設運営課
選定事業者	一般社団法人札幌市私立保育連盟
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
■地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 □地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第()号 【具体的事由】 1 本業務の概要 本業務は、保育士の専門性と質の高い人材の確保を図ることを通じて、本市における保育の質の向上に資することを目的としている。具体的には、市内の全ての私立保育所等の職員を対象とした専門的研修の実施と、保育に関する資料を収集・提供する調査研究室の運営を行うものである。本業の適正な履行には、本市における保育現場の実情や課題を、当事者の視点で詳細かつ迅速に把握していることが不可欠である。 2 一般社団法人札幌市私立保育連盟を相手方とする理由 当該法人は、本市の私立認可保育所等が加盟する団体であり、加盟園との日常的な連携を通じて、保育現場が直面する喫緊の課題や研修ニーズを即座に収集・反映できる立場にある。また、市内の保育施設との信頼関係を基盤としていることから、研修の受講促進や現場への知見の還元を円滑かつ行うことが可能である。 加えて、当該法人は、保育の質向上を目的とした「北海道保育士等キャリアアップ研修」の研修実施主体として、北海道知事の認定を受けており、豊富な研修の実績と専門的なノウハウを蓄積している。 さらに、調査研究室の運営においては、当該法人の事務局と一体的に運営することで、法人の既存の職員が窓口対応等の管理業務を兼務している。これにより、別途専属の管理員を配置する場合に比べ、人件費の節減を図ることができる。 以上のとおり、本業務の履行にあたっては市内保育施設との密接な関係性が重要であり、当該法人以外の者に履行させた場合、現場との調整不足による品質低下や、運営体制の重複による経費の増大を招く恐れがある。 したがって、履行品質の確保及び経費の節減を図る観点から、競争入札に付すことが本市にとって不利益であることが認められる。 よって、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、当該法人から見積書を徴して随意契約することが妥当である。	
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 (予定価格100万円超の場合に記入)
決定日	2026年 1 月27 日